

保育園での薬の取り扱いについて

本来、お子さんへの与薬は保護者により行われるべきものです。園に保護者が来園できず、医師の処方上やむを得ない場合に、保護者からの依頼に基づき保護者の責任のもとに、園職員が保護者に代わって与薬を行います。

つきましては、与薬が必要となった場合、下記の点について御承諾の上、必要書類の提出をお願いいたします。

- ① やむを得ず保育時間中に与薬する必要がある場合についてのみ与薬を行います。受診時には、必ず医師に保育園に通園していることを伝え、できるだけご家庭で与薬できるように相談してください。
- ② 与薬を依頼される薬は、その依頼時の疾病についてその時点で医師が処方した処方期間内の薬のみとし、市販薬やそれ以前に処方された薬はお受けできません。
- ③ 座薬は取り扱いできません。
- ④ お子さんが幼児の場合は、ご家庭で事前に与薬についてお話し下さい。お子さんが服用を嫌がったり、吐いた場合は安全のため与薬を行わない場合があります。

[薬を持参される場合の注意事項]

- 薬は必ず「与薬依頼書」とともに登園時に直接職員にお渡しください。「依頼書」がない場合や記入漏れがある場合、持参された薬が所定の形態でない場合はお受けできません。
- 持参される薬は、内服薬は最後の1回分のみとし、内服薬以外は基本 登園時にお預かりし降園時にお返しします。薬袋や容器に必ず「氏名」「クラス」を記入してください。

与薬依頼書

平成 年 月 日

依頼者 子ども氏名 _____ (クラス: _____)

保護者氏名 _____

連絡先 _____

① 今回の薬は
年 月 日に _____ (医院・病院) で処方された
日分のうちの最終日分

② 薬の内容 (薬剤名/効用)
内服薬 (_____ / _____)
外用薬 (_____ / _____)

③ 使用する時間
(給食・おやつ) の _____ 分前・ _____ 分後
その他具体的に (外用薬の使用方法も含む)
(_____)

④ 薬の剤型 (該当するものに○)
粉・ 液 (シロップ)・ 外用薬・ その他 (_____)

受領者	与薬者